**令和２年度　糸島市商工会プレミアム付商品券事業加盟店舗留意事項**

１ 発行の目的

新型コロナウィルスの影響を受けた事業者を支援するため、地域内消費を喚起し、地域経済の活性化を図ることを目的として、プレミアム付商品券を販売します。

２ 商品券について

（１）名称 　　　　糸島市商工会プレミアム付商品券(以下「商品券」という)

（２）発行者 　　　糸島市商工会

（３）発行額 　　　６億５，０００万円（プレミアム分１億５，０００万円含む）

（４）発行部数　 　５万冊

（５）販売価格　 　１冊１０，０００円（１，０００円券×１３枚＝１３，０００円分）

　　　　　　　　　　※プレミアム分は３０％（１冊３，０００円分）

　　　　　　　　　　※全加盟店舗共通券\*１（６枚）、中小加盟店舗専用券\*２（７枚）のセットで販売

（**中小加盟店舗専用券は売り場等の面積**\*３**が５００㎡以下の店舗でのみ使用できます。**）

（６）購入限度冊数　１人当たり最大１０冊まで

（７）購入期間　　　令和２年９月１５日から令和２年１０月１１日まで

　　　　　　　　　　※８月１１日より購入予約の受付を開始

　　　　　　　　　　※発行部数を超える予約があった場合には、抽選にて購入者を決定

　　　　　　　　　　※１０月２日以降は糸島市商工会のみで購入可能

（８）使用期間　　　購入の日から令和３年２月２８日まで

（９）販売対象者 　 日本国内に住所を有する者

　　　　　　　　 　 商品券購入時に本人確認できる公的身分証明書類(現住の居所が分かる書類)を提示できる方

（10）販売場所 　　糸島市商工会及び糸島市内の郵便局（前原郵便局を除く）

\*１全加盟店舗共通券・・・大型店舗、中小規模店舗両方で使用できる商品券

\*２中小加盟店舗専用券・・・**中小規模加盟店舗のみ**で使用できる商品券

\*３売り場等の面積・・・小売業を行うための店舗の用に供する床面積。休憩室、便所、事務室等は除く

（11）商品券のデザイン

**・全加盟店舗共通券**

大型店舗、中小規模店舗両方で使用できる商品券



**・中小加盟店舗専用券**

**中小規模加盟店舗のみ**で使用できる商品券



**※大型店舗の皆様へ**

**大型店舗が誤って『中小加盟店舗専用券』を受け取られた場合、換金には応じることができませんので、絶対に受け取ることが無いようお願い致します。**

３ 商品券の使用対象にならないもの

（１）出資や金融商品の購入（株式、債券等）

（２）商品券、切手、印紙、プリペイトカード等の換金性の高いものの購入

（３）たばこ

（４）事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入及び事業用資産のリフォーム

（５）国や地方自治体への支払い

（６）債務の支払い（電気、ガス、水道料金、振込手数料等）

（７）土地及び家屋の購入、家賃、地代及び駐車場等の不動産に係る支払い

（８）現金との換金

（９）風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23 年法律第122 号）第２条に規定する営業に係る支払い

（10）特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

（11）商品券の交換又は売買

（12）医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品含む）

４ 加盟店舗の責務等

（１）加盟店舗であることが明確になるよう、ポスター等を消費者が分かりやすい場所に掲示してください。

（２）持ち込まれた商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに糸島市商工会まで報告してください。

（３）商品券額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出さないでください。また、不足分は現金等で受け取ってください。

（４）商品券の交換及び売買は行なわないでください。使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。

（５）加盟店舗自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。

（６）受け取った商品券は他店で使用せず、必ず換金してください。

（７）受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は加盟店舗の責任とします。

（８）福岡県暴力団排除条例及び糸島市暴力団排除条例を遵守してください。

５ 換金について

（１）換金方法

加盟店舗が振込を希望する口座の通帳の写しを持参のうえ、使用済商品券とその換金請求書を糸島市商工会へ提出してください。

（２）換金に必要なもの

①使用済商品券

②換金請求書

③通帳の写し（初回換金時のみ）※見開き１ページ目、表面

※換金手数料及び振込手数料は不要

（３）換金期間 令和２年９月２３日から令和３年３月１５日まで

　　　　　　　 平日１０：００～１６：００

※土・日・祝日・年末年始（令和２年１２月２９日から令和３年１月３日まで）を除く。

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんのでご注意ください。

（４）入金までの日数

下表の換金申請を受けつけた期間から、概ね５営業日後に、指定された口座に糸島市商工会から振り込みます。下表のとおり予定していますが、換金が集中した場合などは精算が１サイクル遅れる場合もありますので、予めご了承ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 受付期間 | 振込予定日 |
| 9月23日（水）～9月30日（水） | 10月7日（水） |
| 10月1日（木）～10月15日（木） | 10月22日（木） |
| 10月16日（金）～10月30日（金） | 11月6日（金） |
| 11月2日（月）～11月13日（金） | 11月20日（金） |
| 11月16日（月）～11月30日（月） | 12月7日（月） |
| 12月1日（火）～12月15日（火） | 12月22日（火） |
| 12月16日（水）～12月28日（月） | 1月8日（金） |
| 1月4日（月）～1月15日（金） | 1月22日（金） |
| 1月18日（月）～1月29日（金） | 2月5日（金） |
| 2月1日（月）～2月15日（月） | 2月22日（月） |
| 2月16日（火）～2月26日（金） | 3月5日（金） |
| 3月1日（月）～3月15日（月） | 3月22日（月） |

６ 加盟店舗登録の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や加盟店舗の登録を取り消す場合があります。登録の取り消しに伴う店舗の損失については、糸島市商工会は一切補償しません。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

＜申込先及び問い合わせ先＞

糸島市商工会 電話092-322-3535